

物品役務調達(競争入札)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	備考
管理運営施設キャビネット他購入	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2	2019/12/18	大丸サービス株式会社 北海道札幌市白石区菊水3条1丁目8番20号	5430001009620	01:一般競争入札	11,293,920	9,328,000	82.59	
ウポボイ会議用椅子他購入	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2	2020/02/05	大丸株式会社 北海道札幌市中央区南1条西3丁目2番地	5430001009629	01:一般競争入札	26,667,080	20,435,800	76.63	

物品役務調達(随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の役員の数
民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 和泉 晶裕 東京都千代田区霞が関2-1-2	2019/04/01	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更)(以下、「閣議決定」という。))において、「象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすること」が定められており、同法に基づき公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 閣議決定において、「象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること」が定められており、国が責任をもって「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」必要があるとされている。 運営主体の業務については、第9回アイヌ政策推進会議(座長:内閣官房長官)において「政策推進作業部会報告」として報告された「「民族共生象徴空間」基本構想(改定版)」(以下、「基本構想」という。))において以下のとおり明記されている。 運営主体は、次の業務を担う。 1) (略) 2) 国立民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営 3) 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施 4) 象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等の慰霊施設について、国土交通省の監督下での管理業務 5) 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信 6)、7) (略) 運営主体の開業準備活動についても、基本構想において、「運営主体は、平成29年度に国による指定を受けた後、速やかに次に掲げる事項を含む開業準備活動に着手する」と明記されている。 1) 開業のための人材の採用・育成 2) 開業に向けた情報発信 3) 開業に向けたプロモーション活動 4) (略) 今般実施する「民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務」は、閣議決定で定められている「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」行為であり、基本構想で示されている開業準備活動であることから委託による管理運営を進める必要がある。 併せて、第10回アイヌ政策推進会議において、座長である内閣官房長官により、民族共生象徴空間の具体化の加速を着実に進めることが確認されたため、このような準備業務を行うことは政府としての方針と言える。 当該業務を行う運営主体は閣議決定により公益財団法人アイヌ民族文化財団と定められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	808,044,000	808,044,000	100.00	

物品役務調達(随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の役員の数
平成31年度ウポボイ(民族共生象徴空間)開業に向けたプロモーション調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 和泉 晶裕 東京都千代田区霞が関2-1-2	2019/04/26	株式会社 電通 東京都港区東新橋一丁目8番1号	4010401048922	本業務は、2020年4月24日に北海道白老町に開設を予定している「ウポボイ(民族共生象徴空間)」(以下「ウポボイ」という。))について、年間来場者数100万人の達成に向けて、広く国内外に対し周知するためのプロモーションを実施するとともに、その効果について調査検討を行うことなどを目的としている。 本業務の実施に当たっては、アイヌの歴史や文化を十分理解し、分かりやすく、魅力的に伝える企画性・創造性・独自性に加え、ウポボイがどんな施設なのかを具体的に、そして訪れたくなるよう効果的にプロモーションを実施し調査検討を行うためには、専門知識や豊富な経験を備えた民間事業者等のアイデアや技術が必要となることから、企画競争により企画提案を求めることとした。 提出された企画提案書について、「企画競争委員会(第2回)」において厳正なる審査を行った結果、株式会社電通の提案書が所要の水準を満たしていたことから、同者を本業務の契約の相手方に特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約するものである。	339,801,000	339,797,700	100.00	
令和元年度北海道総合開発計画推進業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2	2019/09/11	株式会社 ドーコン 東京支店 東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号	5430001021765	第8期北海道総合開発計画では、計画本文において、「グローバルな競争の激化が見通されるこれからの時代にあつては、北海道の豊かな自然環境や暮らし、文化等に根ざしつつ、世界に通用する水準の価値創造を目指し、北海道全体が世界のフロンティアとして先導する気概を持って、世界との競争と連携に挑戦していくことが、地域の発展と我が国全体への貢献を果たすための鍵となる。」と位置付け、「『世界の北海道』をキャッチフレーズに、『世界水準の価値創造空間』の形成を目指していく」としている。 本業務は、計画の推進の一環として、「世界の北海道」(北海道の豊富な資源や特性を活かした取組或いは自らの創意工夫や多様な主体との連携・協働により、新たな価値を生み出し又は地域の活性化に貢献する取組を募集・選定し、公表。)に係る評価委員会の運営補助、選定された取組の詳細調査、公表用レポートの作成に関する業務を行うものである。 特に、詳細調査、公表用レポートの作成に当たっては、取組意識の醸成或いは類似事例の誘発を促すための工夫に加え、読み手に興味を抱かせるような質の高い文章構成及び誌面デザインが求められることから、企画競争により企画提案を求めることとし、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、本業務の目的を的確に捉え、実施体制、工程計画の妥当性はもとより、特定テーマに対する的確性、実現性等が他社より優れ、総合的に最も高い評価を得た株式会社ドーコンを本業務の契約の相手方に特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約するものである。	14,993,000	14,993,000	100.00	
民族共生象徴空間の広報活動等委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2	2020/02/05	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	民族共生象徴空間の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「民族共生象徴空間の広報活動等委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウポボイを通じてアイヌ文化等の国民理解の促進等を図るために、年間来場者数100万人を目指し、ウポボイの認知度向上を図ることなどを目的とした広報活動及びウポボイの環境整備、夜間営業時に実施するエンターテインメント性のあるプログラムの準備を実施するものである。したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	3,345,609,000	3,345,609,000	100.00	